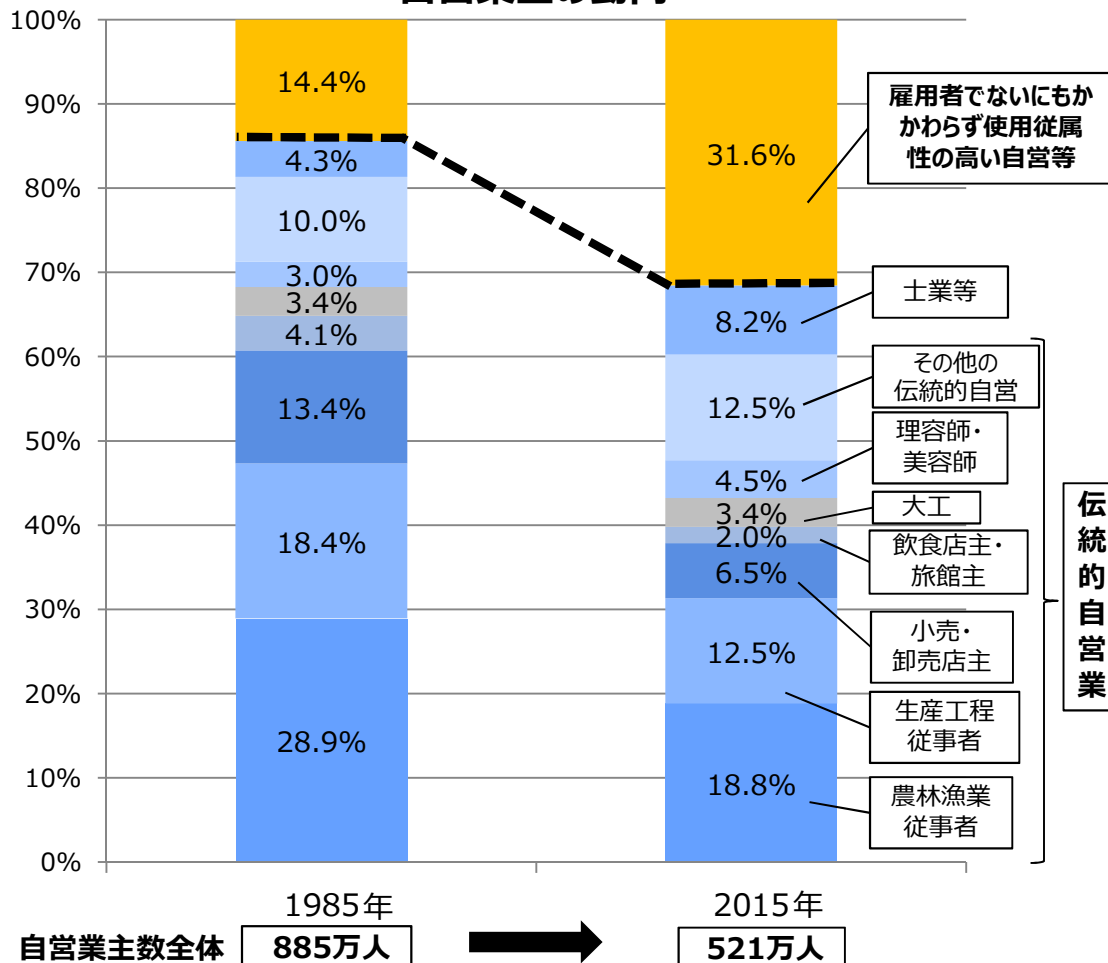


フリーランスの現状

- 自営業主は全体としては減少傾向だが、雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営等の割合は増加。（1985年14.4%⇒2015年31.6%）
- フリーランス人口は、462万人。そのうち、女性は男性の半分程度。

自営業主の動向



（注1）山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」（2015年9月3日 政府税制調査会資料）の区分を参考に作成。「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業。「土業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業。「雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種。

（注2）「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。

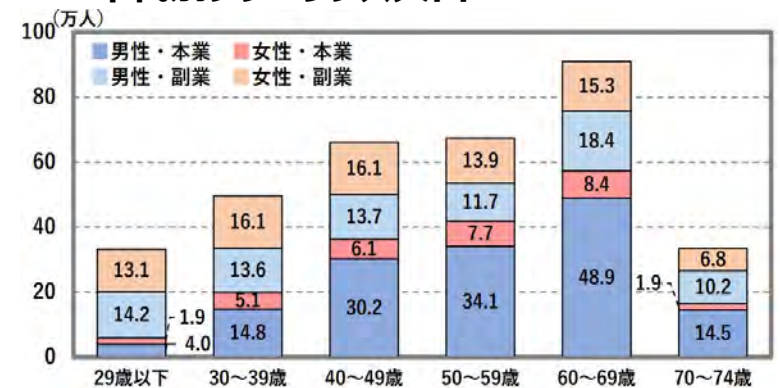
（出所）総務省「国勢調査」

直近のフリーランス人口

2020年時点 本業 214万人
副業 248万人
計 462万人

（出所）内閣官房「フリーランス実態調査結果」（2020年）
※調査期間：2020年2月10日～3月6日

年代別フリーランス人口



（出所）内閣府「政策課題分析シリーズ17「日本のフリーランスについて」（2019年）、「選択する未来2.0 参考資料」（2021年6月4日）

（上記資料におけるフリーランスの定義）

就業形態：自営業主（雇人なし・実店舗なし）・内職・一人社長
職業区分：農林漁業従事者を除く

本業：「仕事をおもにしている」者で、おもな仕事が上記就業形態・職業区分

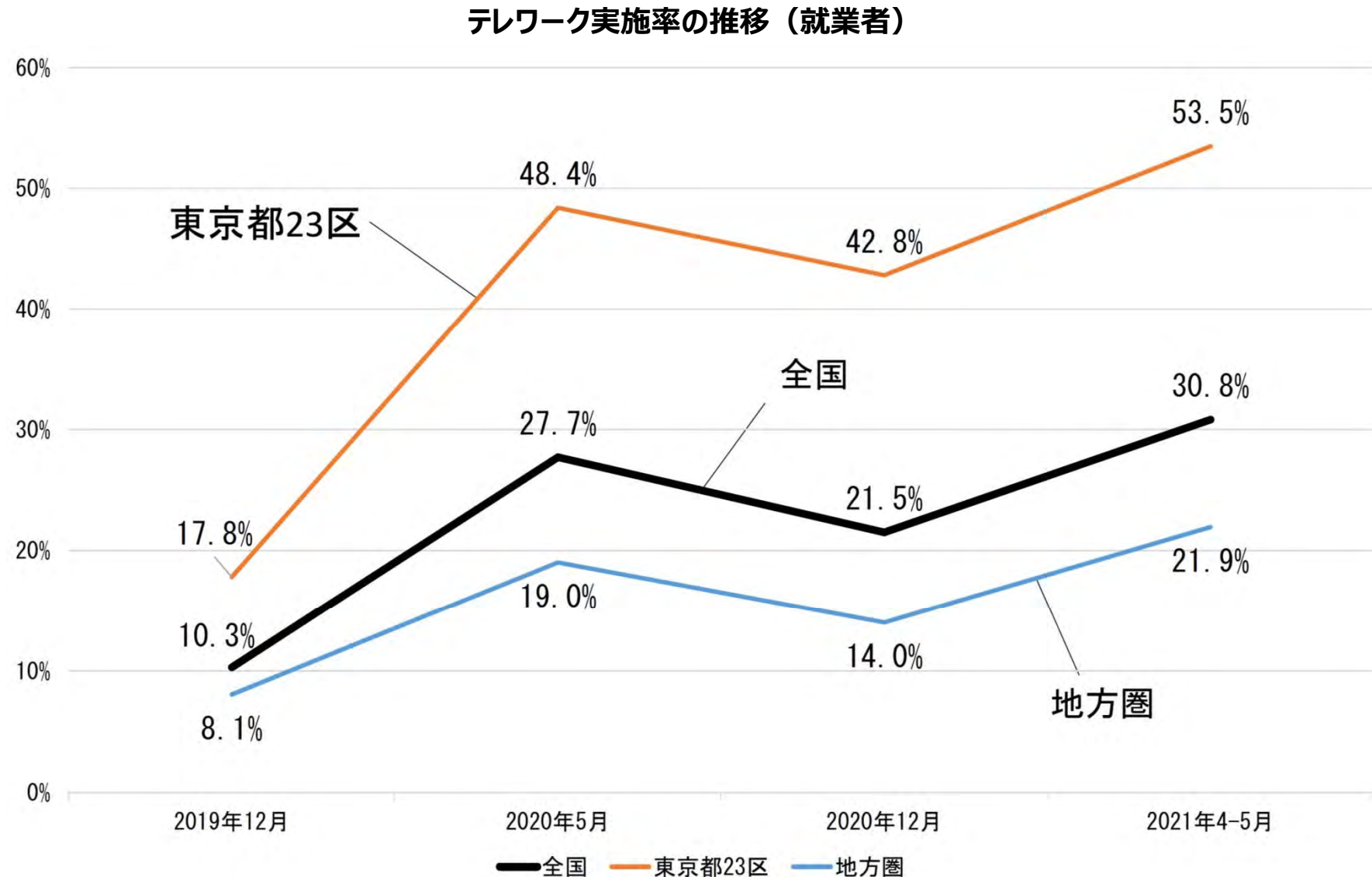
副業：以下のいずれかに該当する者

- ①「家事・通学等がおも」（「仕事に従」）の者で仕事で上記就業形態・職業区分
- ②おもな仕事はフリーランスではないが、副業・兼業で上記就業形態職業区分

（出所）内閣府「選択する未来2.0 参考資料」（2020年7月1日）

コロナ後の動き① テレワーク実施率（就業者）

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、テレワークが急速に普及。

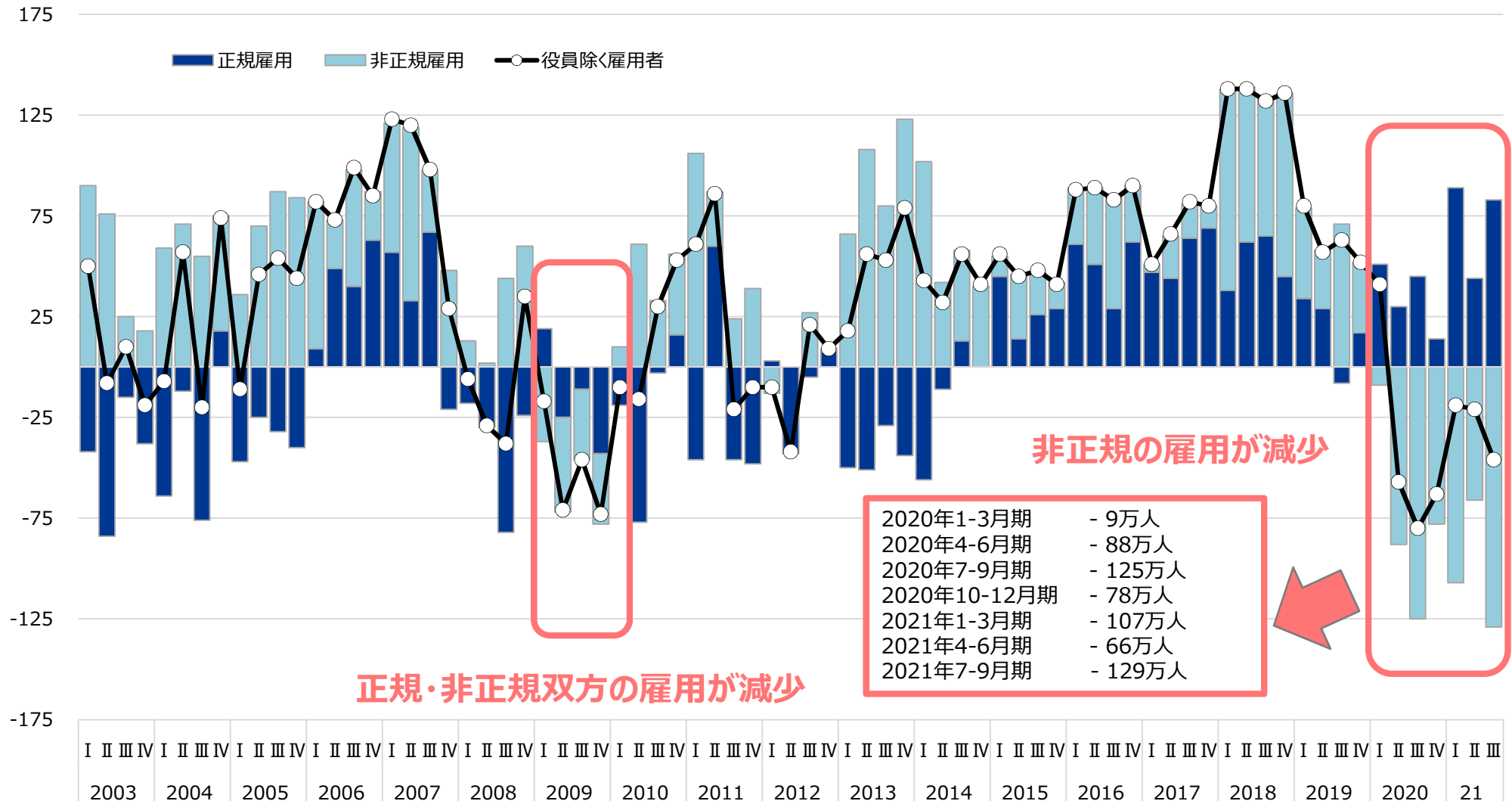


コロナ後の動き② 雇用の動向

- 雇用形態別の動向をみると、リーマンショック期には、正規・非正規双方の雇用者が減少したのに対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期には、正規雇用者は増加を続けた一方、非正規雇用者が大きく減少。

(前年同期差、万人)

雇用数の増減（雇用形態別）



(注) 2021年の値については2019年同期差。

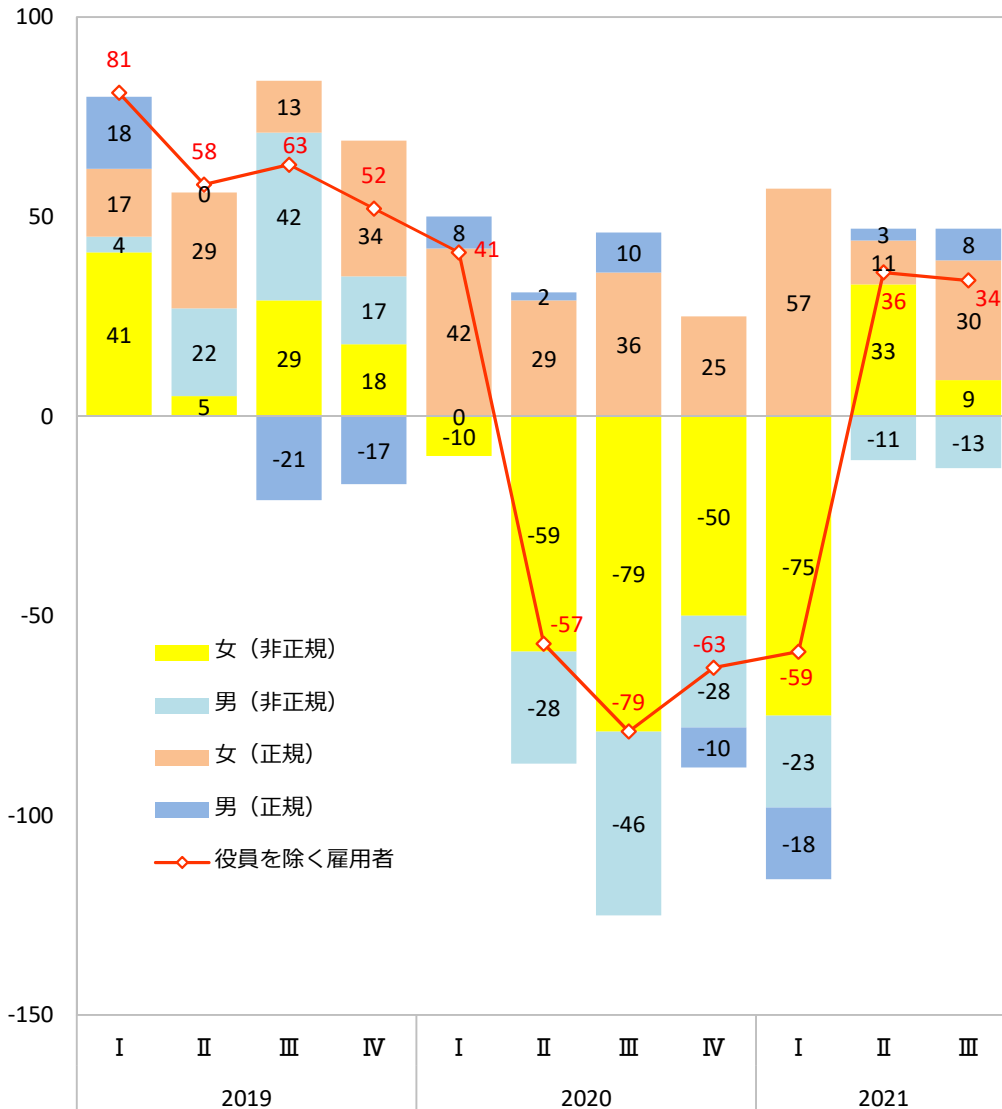
(出所) 総務省「労働力調査」

コロナ後の動き③ 雇用形態別・性別の雇用者数の動向

○新型コロナウイルス感染症が流行する中で、女性を中心に非正規雇用が大きく減少。

(前年同期差、万人)

雇用者数の推移（雇用形態別・性別）



女性

(前年同期差、万人)

		2020				2021		
		I 期	II 期	III 期	IV 期	I 期	II 期	III 期
非正規雇用者	全産業	▲ 10	▲ 59	▲ 79	▲ 50	▲ 75	33	9
	宿泊業、飲食サービス業	▲ 3	▲ 25	▲ 19	▲ 23	▲ 22	5	▲ 7
	製造業	▲ 1	▲ 19	▲ 10	▲ 6	▲ 9	5	6
	生活関連サービス業、娯楽業	▲ 7	▲ 13	▲ 6	▲ 7	▲ 7	▲ 2	▲ 10
	卸売業、小売業	0	▲ 14	▲ 12	0	▲ 18	14	9
	医療、福祉	19	6	▲ 11	7	▲ 2	14	8
正規雇用者	産業計	42	29	36	25	57	11	30
	医療、福祉	9	3	14	10	18	10	2
	情報通信業	2	3	3	6	5	6	4
	教育、学習支援業	1	4	4	4	8	1	▲ 2
	宿泊業、飲食サービス業	▲ 1	▲ 2	▲ 5	0	▲ 4	▲ 4	1

男性

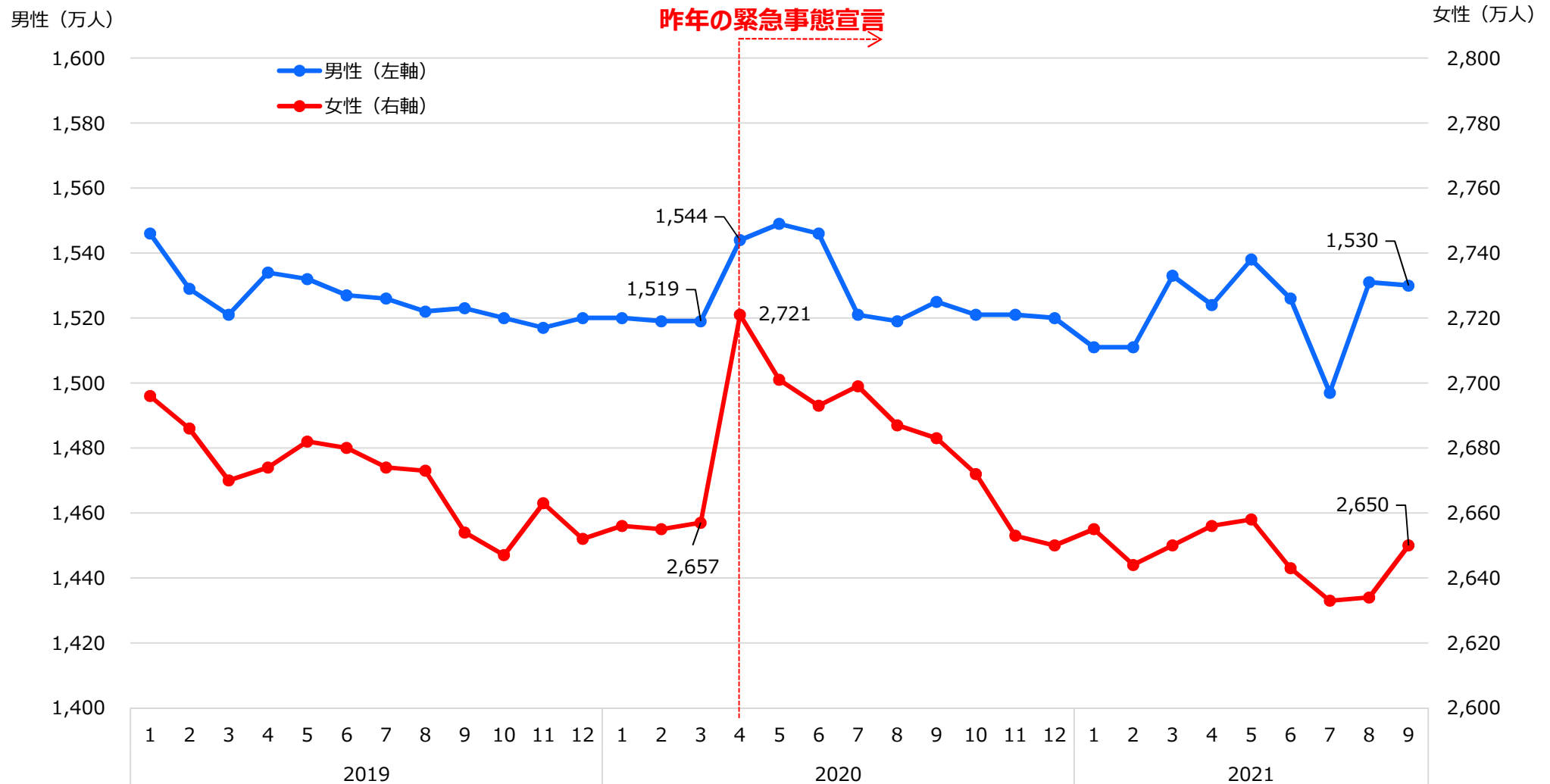
(前年同期差、万人)

		2020				2021		
		I 期	II 期	III 期	IV 期	I 期	II 期	III 期
非正規雇用者	産業計	0	▲ 28	▲ 46	▲ 28	▲ 23	▲ 11	▲ 13
	製造業	▲ 6	▲ 6	▲ 18	▲ 10	▲ 6	▲ 9	6
	宿泊業、飲食サービス業	2	▲ 7	▲ 8	▲ 2	▲ 10	▲ 2	▲ 5
	建設業	▲ 2	▲ 4	▲ 3	▲ 4	▲ 3	▲ 4	▲ 2
	運輸業、郵便業	2	▲ 1	▲ 11	▲ 3	▲ 2	▲ 2	▲ 2
	医療、福祉	0	1	▲ 1	▲ 3	3	1	4
正規雇用者	産業計	8	2	10	▲ 10	▲ 18	3	8
	情報通信業	4	4	9	6	8	11	6
	医療、福祉	7	2	3	2	4	2	4
	建設業	1	▲ 9	▲ 8	3	▲ 6	▲ 3	▲ 4
	宿泊業、飲食サービス業	▲ 2	2	0	▲ 7	▲ 5	▲ 2	▲ 1

コロナ後の動き④ 非労働力人口の動向

- 緊急事態宣言のあった2020年4月に、男性で前月差25万人増加、女性で前月差64万人増加。
- その後、非労働力人口は概ね減少傾向となっている。

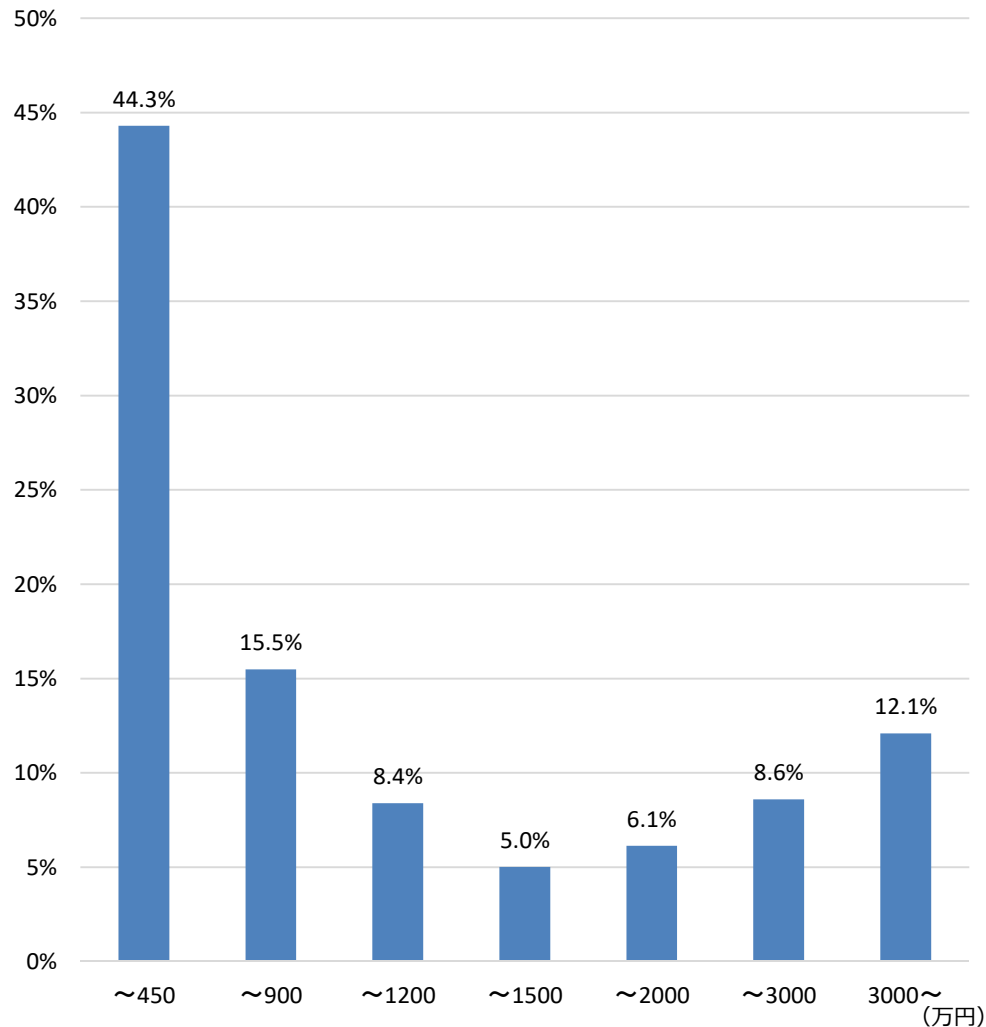
非労働力人口（季節調整値・性別）



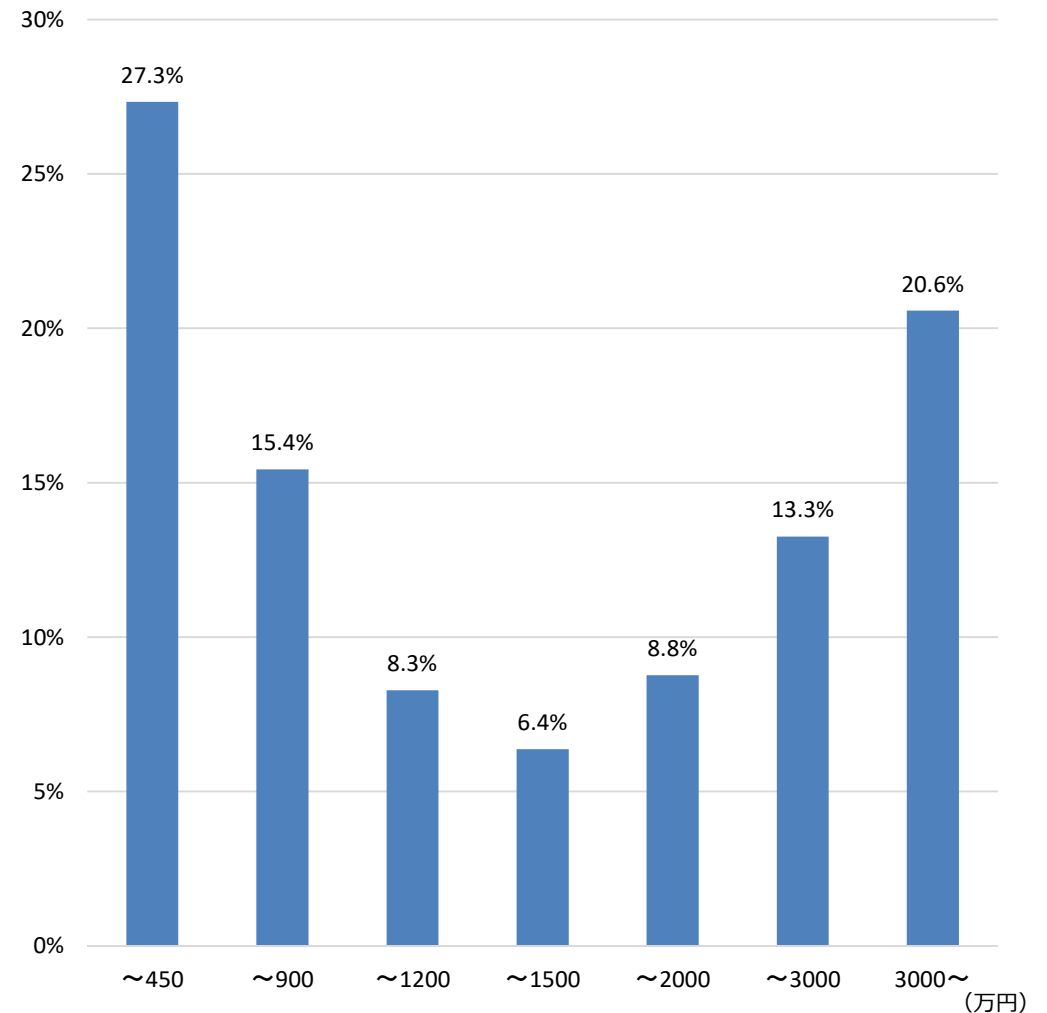
貯蓄現在高階級別 世帯数分布（高齢者世帯）

- 高齢者世帯における貯蓄現在高は、単身世帯では450万円未満の世帯が44%、3000万円以上の世帯が12%、夫婦世帯では450万円未満の世帯が27%、3000万円以上の世帯が21%となっている。

高齢者単身世帯の貯蓄現在高分布（2019年）



高齢者夫婦世帯の貯蓄現在高分布（2019年）



(注) 高齢者夫婦世帯は、「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯」。
(出所) 総務省「全国家計構造調査」

第二 令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

近年、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負うなど働き方の多様化が進展している中、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、人的な事情に応じた負担調整を行う人的控除の重要性が高まっていると考えられる。このような変化を踏まえ、当調査会は平成27年11月の「論点整理」等において、所得再分配機能の回復を図り、働き方にかかわらず経済力に応じた公平な負担の実現に向け、個人所得課税の諸控除の見直しについての考え方を提示した。平成29年度税制改正で女性の就業促進の観点も踏まえ配偶者控除の見直しが行われたほか、平成30年度税制改正では、フリーランスや起業など様々な形で働く人を支援するため、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われた。あわせて、所得再分配の観点から、所得が一定の額を超える者について基礎控除額及び配偶者控除額等を逡減・消失させるとともに、公的年金等以外に高い所得を得ている者については公的年金等控除の額を引き下げるなど、各種控除の適正化が行われた。

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

① 資産再分配機能の適切な確保等

相続税については、バブル期の地価の上昇等に対応して、負担軽減の観点から基礎控除の引上げや税率構造の緩和等が行われてきた。その後、地価の下落に伴った見直しが行われず資産再分配機能が低下していたが、その回復を図る観点から、平成25年度税制改正において、相続税の基礎控除の引下げや税率構造の見直しが行われた。

② 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。

最近の動向

米国・英国における税制改正等を巡る動向

(2021年11月18日時点)

米国

- 大統領予算教書：2021年5月28日、バイデン大統領は、予算教書において経済再生プランに関する政府案を発表。

米国雇用計画	【歳出】 (10年間で約2.2兆ドル) ●交通インフラ(道路・橋の修復等) ●家庭向けインフラ(浄水設備の整備、低所得者向け住宅供給等) ●介護産業に関するインフラ(質の高い介護の提供等) 等	【歳入】 (10年間で約1.7兆ドル) ●法人税率の引上げ(21%→28%) ●米国多国籍企業のGILTIに対する実効税率の引上げ(10.5%→21%) 等
米国家族計画	【歳出】 (10年間で約1.8兆ドル) ●3・4歳児の就学前教育の無償化 ●コミュニティカレッジの2年間無償化 等	【歳入】 (10年間で約1.5兆ドル) ●所得税の最高税率の引上げ(37%→39.6%) ●高所得者層に対するキャピタルゲイン課税の強化(20%→39.6%) 等

- 超党派インフラ法：「米国雇用計画」の一部について超党派の合意により作成された法律(11月15日成立)。

超党派インフラ法	【歳出】 (約5500億ドル) ●交通インフラ(道路・橋の修復等) ●その他インフラ(浄水設備の整備等) 等	【歳入】 (約5476億ドル) ●既存のコロナ関連予算の振替え ●暗号資産取引に係る報告義務の強化 等
----------	---	--

- Build Back Better法案：「米国雇用計画」の中で超党派インフラ法案に含まれなかった施策や、「米国家族計画」に含まれた施策を中心に、バイデン大統領のフレームワーク(10月28日発表)も踏まえながら作成されている法案(現在、議会審議中)。

バイデン大統領のフレームワーク	【歳出】 (10年間で約1.75兆ドル) ●3・4歳児の就学前教育の無償化、子育て費用の補助 ●住宅への投資(公営住宅整備、家賃補助等) ●低所得の高齢者・障害者の在宅介護への支援 等	【歳入】 (10年間で最大約1.995兆ドル) ●利益が10億ドル以上の大企業に対する15%の最低課税 ●自社株買いに対する1%の課税 ●上位0.02%の高所得者に対する追加課税 (1000万ドルを超える所得に5%、2500万ドルを超える所得にさらに3%) 等
-----------------	--	---

英国

- 2021年度：コロナ禍で悪化した財政状況を受け、財政健全化に向けた税制改正措置を盛り込んだ財政法が成立(2021年6月10日)。

主な内容

- 法人税率の引上げ：2023年4月から、現行の一律19%から最高25%に引上げ(収益に応じて19%~25%)
- キャピタルゲイン課税の強化：2021年4月から2026年4月まで、基礎控除額に関するインフレ調整を凍結 等

- 2022年度(予定)：医療・介護制度の改革に関する計画(2021年9月7日公表)の財源として、2022年4月から、①給与収入・事業利益に対する1.25%のHealth and Social Care Levyの導入、②配当課税について一律1.25%の税率引上げを実施予定。

新しい資本主義実現会議

新しい資本主義実現会議の開催について（令和3年10月15日 新しい資本主義実現本部決定）（抜粋）

1. 趣旨

新しい資本主義実現本部の下、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、それに向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、新しい資本主義実現会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣

副議長 新しい資本主義担当大臣、内閣官房長官

構成員 財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣その他内閣総理大臣が指名する国務大臣及び内閣総理大臣が指名する有識者

有識者構成員

翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長	平野 未来	株式会社シナモン代表取締役社長 C E O
川邊 健太郎	Zホールディングス株式会社代表取締役社長	松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科教授
櫻田 謙悟	経済同友会代表幹事	三村 明夫	日本商工会議所会頭
澤田 拓子	塩野義製薬株式会社取締役副社長兼ヘルスケア戦略本部長	村上 由美子	MPower Partners GP, Limited. ゼネラル・パートナー
洪澤 健	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役	米良 はるか	READYFOR株式会社代表取締役 C E O
諏訪 貴子	ダイヤ精機株式会社代表取締役社長	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
十倉 雅和	日本経済団体連合会会長	芳野 友子	日本労働組合総連合会会長
富山 和彦	株式会社経営共創基盤グループ会長		

開催実績

第1回（令和3年10月26日） 我が国の新しい資本主義のビジョンとその具体化について

第2回（令和3年11月8日） 緊急提言（案）について

参考資料

経済社会の構造変化

- 1. 人口減少・少子高齢化**：人口減少・少子高齢化は今後も一層進行し厳しさを増す。社会保障等の諸制度やそれを支える負担を見直していく必要。
- 2. 働き方やライフコースの多様化**：非正規雇用やフリーランスの拡大など働き方が多様化。多くの人々が育児や介護、転職や学び直しを含む多様な人生を送るようになり、ライフコースも多様化。特定の働き方等を前提とせず格差固定化につながらないよう、社会の諸制度を見直していく必要。
- 3. グローバル化の進展**：我が国経済は貿易立国から投資立国へ構造転換。デジタル化の進展はグローバル化を加速。企業活動は最適な国・地域に展開され、物理的拠点なき事業展開が可能となり、無形資産が付加価値の中核となるビジネスが拡大。気候変動問題など地球規模課題が顕在化。
- 4. 経済のデジタル化**：オンライン取引やシェアリングエコノミーが活発化。大量のデータを分析・活用する事業活動も拡大。それに伴い個人情報保護や課税等の面で課題。自動車は、CASE（ツナガル・自動化・利活用・電動化）の潮流の中、制度整備や社会的コストの負担のあり方等が課題。
- 5. 財政の構造的な悪化**：税収は過去最高となったが高齢化等の影響で拡大する歳出を賄えておらず、税制は財源調達機能を十分果たせていない。低い失業率やプラスのGDPギャップにも拘らず多額の財政赤字。地方税財政も引き続き厳しい状況。成長との両立を図りつつ歳出・歳入の改革が不可欠。

令和時代の税制のあり方

1. 人口減少・少子高齢化への対応

- ・専ら勤労世代の所得に負担増を求めていくことは自ずと限界。グローバル化が進む中、企業負担については国際競争力への影響も考慮する必要。
- ・消費税は、国民が幅広く負担。所得に対し逆進的であるとの指摘がある一方、投資、生産、国際競争力、勤労意欲への影響や税収変動が小さい。
- ・全世代型社会保障の構築に向け消費税率が10%に引上げ。人口減少・少子高齢化とグローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になっている。

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

- ・働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要。

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

- ・働き方の違い等により有利・不利が生じない私的年金の税制上の取扱い、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担等について検討する必要。
- ・貯蓄・投資等に関する税制は、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在。退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要。
- ・金融所得課税について、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべき。

令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応 (続)

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

- ・平成25年度税制改正における相続税の見直しの効果も踏まえつつ、資産課税が適切な再分配機能を果たしていくべく、不断の検討が必要。
- ・「老老相続」が増加する中、相続税と贈与税をより一体的に捉え、格差固定化を防ぎつつ、資産移転の時期に中立的な税制の構築を検討する必要。
- ・各種の贈与税非課税措置(時限措置)は、格差固定化につながりかねない側面。資産移転の時期に中立的な税制の構築とあわせ検討していく必要。

3. 経済のグローバル化やデジタル化等への対応

(1) グローバル化に対応した法人課税のあり方

- ・租税条約は課税関係の安定化や二重課税の除去等を通じ健全な投資・経済交流の促進に資する。租税条約ネットワークの質・量を更に充実するべき。
- ・課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる成長志向の法人税改革が行われ、我が国の立地競争力向上や企業の競争力強化が図られた。
- ・租税特別措置は、経済社会環境の変化に応じてゼロベースで見直し、真に必要なものに重点化することが重要。

(2) 国際的な租税回避への対応

- ・B E P S(税源浸食・利益移転)への適切な対処、自動的情報交換で取得した金融口座情報等の効果的な活用が必要。

(3) 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応

- ・物理的拠点なく事業を行う外国企業に適切に課税できないといった問題に対し、国際的な合意に基づく解決策を2020年までにとりまとめるべく、積極的な役割を果たしていくべき。

(4) 企業経営の実態を踏まえた連結納税制度の見直し

- ・企業が効率的にグループ経営を行い、競争力を十分発揮できる環境を整備するため、制度の簡素化により企業の事務負担を軽減する必要。

(5) 気候変動問題等への対応

- ・気候変動対策や、自動車の電動化や保有から利用へのシフトを踏まえ、エネルギー・自動車関係諸税について中長期的な視点に立った検討が必要。

4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

- ・納税者利便の向上を図る観点から、マイナポータルやスマートフォンを活用した電子申告やキャッシュレス納付等を推進する必要。
- ・電子帳簿等保存制度の見直し等により、企業経営のICT化を後押しし、生産性の向上を促すことが重要。
- ・地方税共通納税システムの利用促進、地方税のポータルシステム(eLTAX)の機能強化、個人向け収納手段の更なる多様化を検討するべき。
- ・適正・公平な課税を実現するため、納税者に適正な情報開示を促す仕組みや、違法・不当な行為を抑止するための枠組み等について検討が必要。
- ・受益と負担に関する国民的論議を深めていくことが重要。子供達が税を考える機会を持てるよう租税教育の充実が必要。高等教育等での取組も重要。

5. 持続可能な地方税財政基盤の構築

- ・人口減少・少子高齢化をはじめ経済社会の構造変化に伴い、様々な課題が地域ごとに生じる中、地方公共団体が安定的に行政サービスを提供していくため、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する必要。